誓約書

下記の事項について誓約します。

記

１　研修事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）を遵守すること。

２　宮城県知事または他の都道府県知事（市町村長を含む。）により、次の研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者でないこと。

①　「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき指定を受けた認知症介護基礎研修事業者

②　同通知に基づき指定を受けた認知症介護実践研修事業者

３　申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者でないこと。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する「暴力団」

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する「暴力団員」

③　宮城県暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団員等」

④　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

⑤　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第７条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（年号）年　月　日

宮城県知事　様

（所在地）

（法人名）

（代表者名）